

身近な法律相談



弁護士 渡部 英明

平成32年（2020年）4月1日から、民法の一部を改正する法律（債権法改正）が施行されることになっております。債権法は契約等に関する最も基本的なルールが定められており、明治29年（1896年）に制定されてから約120年間にわたり実質的な見直しがほとんど行われていなかつたところ、今回の改正で約120年間の社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する改正をすることになりました。

前回は消滅時効について検討しましたが、今回は、固定制から変動制になった法定利率について、検討してみることにしましょう。

Q₁ 法定利率は、どのように改正されたのでしょうか。

A₁ 法定利率とは、契約当事者が特に利息を定めなかった場合などに用いられる利率のことです。

法定利率をこれまでの年5%という固定制ではなく、当初は年3%という変動制になります。その後、3年を1期として、1期ごとに基準割合を比較して、その差が1%以上になった場合に限り、1%単位で法定利率を変更するというものです。

基準割合とは、各期の初期の初日の属する年の6年前の1月から前々年の12月までの5年間の各月の短期プライムレートの平均利率として、法務大臣が告示するものです。

基準割合は、5年間という比較的長期間にわたる市場金利の平均利率が採用されているため、短期間における市場金利の急激な騰落が法定利率に影響しないようにされています。また、法定利率変更の基準も、市場金利の1%以上の変動があった場合に限定されているため、比較的安定している近年の市場金利の変動状況からすると、法定利率が頻繁に変動することを回避していると言われています。

Q₂ 商事法定利率（年6%）はどうなるのですか。

A₂ 民法の法定利率の改正に伴い、年6%の固定制による商事法定利率は廃止されます。

Q₃ 金銭の給付を目的とする債務の不履行における損害賠償の額としての法定利率の基準時はどの時点でしょうか。

A₃ 債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率が適用され、その法定利率に固定されることになりました。つまり、事後的に法定利率が変動したとしても、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点の法定利率が適用されることになります。

Q₄ 不法行為による損害賠償請求の場合、法定利率の基準時はどの時点でしょうか。

A₄ 遅延損害金の算定に用いる法定利率は、遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率を適用するため、不法行為による損害賠償請求の場合は、不法行為時の法定利率を適用することになります。

Q₅ 将来において取得すべき利益や負担すべき費用について、損害賠償の額を算定するに際し、中間利息の控除の方法が明文化されたとのことですが、どのようなことですか。

A₅ 将来において取得すべき利益について、例えば、交通事故等による将来の逸失利益があります。将来の逸失利益の算出に際し、判例は民法所定の法定利率を用いるべきとしており、実務は法定利率を用いることとしております。今回の民法改正は、判例やこれまでの実務を維持し、中間利息控除に際し、法定利率を用いて損害賠償の額を算定することを明文化しました。また、損害賠償の算定において中間利息を控除するときは、損害賠償請求権が発生した時点の法定利率によることも明文化されました。

Q₆ 遅延損害金の算定に用いる法定利率と中間利息の控除の算定に用いる法定利率の適用される時点は同じなのでしょうか。

A₆ 例えば、交通事故等のような不法行為の場合は、不法行為時（事故発生時）となるため、法定利率の適用される時点は同じです。

ただ、債務不履行（例えば、安全配慮義務違反）を理由とする損害賠償請求では、中間利息控除に用いる法定利率は義務違反の時点（事故発生時）であり、遅延損害金の算定に用いる法定利率は損害賠償請求時の時点となり、異なる時点での法定利率を適用するので注意が必要であると言われています。